

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

- 当社は、グローバル市場における長期的な競争力の維持向上を図るため、コーポレートガバナンスの強化・充実が経営の重要課題と認識しており、次の基本的な考え方に沿って、これに取り組んで参ります。
- (1) 株主の権利を尊重し、平等性を確保します。
 - (2) 株主・顧客・供給者・従業員・地域社会等全てのステークホルダーとの適切な協働に努めます。
 - (3) 会社情報を適切に開示し、透明性を確保します。
 - (4) 取締役会により企業戦略等の大きな方向性を示し、経営幹部によるリスクテイクを支える環境整備をし、独立・客観的な立場から業務執行に実効性の高い監督を行います。
 - (5) 持続的な成長と中期的な企業価値向上のため、株主との間で建設的な対話を行います。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】重要

【補充原則3-2-1(i)】

当社の監査役会では、外部会計監査人の監査状況や監査報告書等をもとに外部会計監査人の職務の実施状況を評価しておりますが、外部会計監査人候補を適切に選定し外部会計監査人を適切に評価するための基準は策定しておりませんので、今後監査役会において検討して参ります。

【補充原則4-2-1】

当社では、中長期的業績と連動する報酬の割合や現金報酬と自社株報酬との割合については、明確に設定しておりませんので、今後検討して参ります。

【原則4-8 独立社外取締役の有効な活用】

当社は従来から独立社外取締役を1名選任しており、また、取締役会において積極的に発言しており、その意見を十分に尊重し、経営上の意思決定を行っております。他社での経営経験に基づいた的確な助言で当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に寄与しております。加えて、監査役会設置会社として、社外監査役を3名選任しており、監査役により法令上与えられた権限遂行が随時なされており、社外取締役とも連携がとれております。社外監査役も社外取締役と同様、取締役会において積極的に発言しており、その意見が意思決定に反映されております。以上のことから、現状の社外役員4名の体制で有効に機能していると考えておりますので、さしあたって社外取締役2名以上の選任は予定しておりません。ただし、今後当社をとりまく環境等が変化することで、社外取締役を2名以上とする必要性が生じる可能性はあり、必要に応じて候補者の選任を検討して参ります。

【原則4-10-1】

経営陣幹部・取締役の指名・報酬などを検討するに当たり、指名については、取締役会において、独立社外取締役の適切な関与・助言を得ておりますが、報酬については、独立社外取締役が関与・助言する仕組みが現在ありませんので、今後検討して参ります。

【補充原則4-11-3】

取締役は、自己評価の結果を取締役に提出し、取締役会は、各取締役の自己評価なども参考にしつつ、実効性について分析・評価を行います。その結果の概要は今後開示いたします。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

【原則1-4 いわゆる政策保有株式】

当社は、取引関係の維持・強化による中長期的な企業価値向上を目的として、政策保有株式として取引先の株式を保有しております。これらの株式の保有は、リターンとリスクを踏まえた中長期的な経済合理性や将来の見通しをもとに毎年担当取締役が検証し、見直しを行い、必要に応じて取締役会に諮ります。取締役会での検討結果を反映した保有のねらい・合理性については、有価証券報告書において特定投資株式として開示しております。

また、政策保有株式に係る議決権行使は、議案の内容を精査し、株主価値の向上に資するものか否かを判断した上で適切に行います。企業価値を毀損するような議案については、肯定的な判断はいたしません。

【原則1-7 関連当事者間の取引】

当社が当社の役員と取引を行う場合は、取締役会規程に基づき、取締役会において取引条件及びその決定方法の妥当性を判断し、決定する方針です。また、取締役会規程では、当社と当社の役員との取引について、重要な事実とは、当該役員が遅滞なく、取締役会に報告することも定められております。主要株主等との取引を行う場合も、同様に取締役会規程に基づき、取締役会において妥当性を判断して決定します。

【原則3-1 情報開示の充実】

(1) 経営理念等は、当社ウェブサイト (http://www.hirose.com/jp/about/csr_mp.html) において開示しております。年度の経営目標や経営戦略等の概要は、決算短信や決算説明等の資料において開示しております。

(2) コーポレートガバナンスの基本方針をコーポレートガバナンス報告書及び有価証券報告書に記載しております。

(3) 取締役の報酬を決定するにあたっては、職責に応じて役位別に基準額を設定し、当社の業績や他社水準等を勘案の上、行っております。

また、当社の業績評価については、経営戦略に基づき定めた会社業績指標等に対する達成度により、毎年業績評価を行い、その評価結果を取締役報酬に反映させます。

(4) 取締役・監査役候補者の指名にあたっては、以下の選任基準に従って取締役会で指名し、株主総会の議案として提出しております。

1. 優れた人格、見識、能力および高い倫理観を有していること
 2. 遵法精神に富んでいること
 3. 経営に関し客観的判断能力を有するとともに、先見性、洞察力に優れていること
 4. 当社主要事業分野において経営判断に影響を及ぼすおそれのある利害関係・取引関係がないこと
 5. 業務執行取締役については、担当部門において業績をあげていること
 6. 社外取締役については、金融商品取引所の定める独立役員の資格を充たし、出身分野における実績と識見を有していること、取締役としての職務遂行を行うための十分な時間が確保できること
 - (5) 当社では、取締役・監査役候補者を指名した理由は株主総会の参考書類に記載して説明しております。
- 株主総会の参考書類の記載については、より一層充実させるよう努力して参ります。

【補充原則4-1-1】

当社の取締役会は、重要な財産の処分及び譲受等会社法に定める重要事項を除き、業務執行の決定を取締役社長をはじめとする業務執行取締役、執行役員等の経営陣に委任しております。一方で、業務執行取締役、執行役員、本部長および常勤監査役で構成される経営会議を月1回以上開催し、業務執行についての連絡・調整を行い、重要事項は取締役会にその決定を求めています。

【原則4-8 独立取締役の有効な活用】

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】における本原則に関する記載のとおりであります。

【原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準および資質】

当社では、金融商品取引所の定める独立役員の資格を充たし、出身分野における実績と識見を有している者を独立社外取締役に選定しています。具体的には、以下の事項のいずれにも該当しない場合、社外取締役に独立性があると判断しております。

- ・当該社外取締役が、現在および過去10年間において、当社または当社の子会社の業務執行者として在職していた場合（業務執行者とは、社外役員、監査役を除く全ての役職員をいう）
- ・当該社外取締役が、現在、業務執行者として在籍する会社と当社グループにおいて取引があり、直近3事業年度において、その取引金額が

ずれかの連結売上高の2%を1事業年度であつても超える場合
 ・当該社外取締役が、法律、会計の専門家もしくはコンサルタントとして、当社から直接的に直近3事業年度の平均で年額1,000万円を超える報酬(当社の取締役としての報酬及び当該社外取締役が属する機関・事務所に支払われる報酬は除く)を受けている場合
 ・当該社外取締役が、法律事務所、監査法人、税理士法人またはコンサルティング・ファーム等の法人、組合等の団体に所属する者であつて、当社から受けた報酬が、当該法人、組合等の団体の直近3事業年度の平均で、その年額が、当該法人、組合等の団体の総売上高の2%以上、または1億円以上のいずれか高い方の額を超える場合
 ・当該社外取締役が、現在、当社または当社の子会社の会計監査人である監査法人の社員等である場合
 ・当該社外取締役が、直近3年間に於いて、当社または当社の子会社の会計監査人である監査法人の社員等として当社または当社の子会社の監査業務を行ったことがある場合
 ・当該独立取締役の二親等以内の親族が、現在または過去において、当社または当社の子会社の業務執行取締役として在職していた場合

[補充原則4-11-1]
 当社では、取締役会において、全体としての知識・経験・能力のバランスや多様性が確保されるよう、取締役候補者指名で配慮しており、その基準は、原則3-1(iv)に記載のとおりであります。その結果、社外取締役に他企業での知識・経営経験を、その他の取締役に担当分野の専門性に加え、様々なバックグラウンドに基づく多面的な観点を経営判断に活かしてもらっております。また、定款で取締役の人数を10名以内と定めており、適正規模によって迅速な意思決定が可能であります。

[補充原則4-11-2]
 取締役・監査役の兼任状況は、当コーポレートガバナンス報告書内、有価証券報告書及び株主総会の参考書類において開示しております。

[補充原則4-11-3]
 [コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由]における本補充原則に関する記載のとおりであります。

[補充原則4-14-2]
 取締役及び監査役のトレーニングの方針は、その役割を果たすために、当社の財務状態、法令遵守、コーポレートガバナンスその他の事項に関して、常に能動的に情報を収集し、研鑽を積み、社外研修会や交流会等に参加する機会を設け、必要な知識の習得を行うこととあります。

[原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針]
 当社では、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するよう、主要な株主からの対話の申込みに対しては、合理的な範囲内で前向きに対応しております。当該対話を行うに際しては、株主間において実質的な情報格差が生じないように十分留意しております。
 株主や投資家に対しては、決算説明会を四半期毎に開催するとともに、その他の機関投資家向け説明会、個人投資家向け説明会等を開催することを基本方針としております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 30%以上

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー	3,551,418	10.15
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー505223	3,243,302	9.27
財団法人ヒロセ国際奨学財団	2,997,750	8.57
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4)	1,873,120	5.35
有限会社エイチエス企画	1,163,355	3.32
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	1,020,100	2.91
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	885,300	2.53
みずほ信託銀行株式会社信託口0700046	829,290	2.37
みずほ信託銀行株式会社信託口0700047	824,021	2.35
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	756,700	2.16

支配株主(親会社を除く)の有無

親会社の有無 なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	電気機器
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態 監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数 10 名

定款上の取締役の任期 2 年

取締役会の議長 社長

取締役の人数 更新 7 名

社外取締役の選任状況 選任している

社外取締役の人数 1 名

社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
堀田 健介	他の会社の出身者											○

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
堀田 健介	○	株式会社堀田総合事務所代表取締役会長	当社取締役会の透明性を高め、監督機能の強化を図るためであり、また、独立役員の要件を満たしており、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断した

指名委員会又は報酬委員会に相当する
任意の委員会の有無

なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無 設置している

定款上の監査役の員数 5 名

監査役の人数 4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

重要な事項について、内部監査部門より適宜報告を受けるなど連携を図っております。

社外監査役の選任状況 選任している

社外監査役の人数 3 名

社外監査役のうち独立役員に指定されている人数 3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m

・当社は、監査役設置会社であります。・当社は、4名の独立・社外役員を招聘しており、当該役員に、より客観的な観点から経営監督の役割を担ってもらうとともに、当該役員から、他企業の経営経験者、公認会計士として、多様な経歴による多面的な観点からの有用なアドバイスを得て、経営判断の妥当性を確保しております。・社外取締役1名および社外監査役3名は、いずれも東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反を生じるおそれのない独立役員として届出ております。・当社では、取締役会の運営について、迅速な意思決定を行う為に適正な規模の取締役数7名で構成され、月1回以上開催しております。・社外取締役を除く取締役、執行役員、本部長および常勤監査役で構成する本部長会を月1回以上開催し、業務執行についての連絡・調整等を行っております。・監査役4名が取締役会に出席するほか、取締役等から直接業務執行について聴取するなど充分な監査を行っており、監査役制度が有効に機能しております。・監査役は、人事総務部・経理部・IT統括部等内部統制部門から、内部統制システムの整備・継続的改善の状況を聴取し、必要に応じて指摘・提言・意見表明を行っております。・社外監査役 杉島光一氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。・当社グループの内部監査は、独立した内部監査員1名が、内部統制部門における業務の適切性・有効性を検証し、適宜、当該部門に課題解決策の提出を求める等指示するとともに、重要な事項については、社長に報告しております。社長室内部監査グループと人事総務部・経理部・IT統括部は共同して内部統制の整備・運用を実施しており、会計監査人とも協議のうえ、改善を進めております。監査役は、経理部・社長室内部監査グループおよび会計監査人と定期的な情報交換等密接な連携を図りつつ、監査計画に基づいた監査を実施しております。・当社の独立監査人は、有限責任あずさ監査法人で、指定社員・業務執行社員である公認会計士 佐藤孝夫氏、宮木直哉氏および矢嶋泰久氏が業務を執行し、公認会計士7名、その他 11名が業務の補助を行っております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は監査役設置会社であります。監査役4名のうち3名は社外監査役であり、経営の監視機能の面では、客観的立場から取締役の職務執行を監視する体制が整っていることから、現状の体制を採用しております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

補足説明

株主総会招集通知の早期発送	平成18年3月期より発送日を早めております
集中日を回避した株主総会の設定	平成28年3月期より実施
電磁的方法による議決権の行使	平成27年3月期より実施
議決権電子行使プラットフォームへの参加 その他機関投資家の議決権行使環境 向上に向けた取組み	平成27年3月期より実施
招集通知(要約)の英文での提供	平成24年3月期より実施

2. IRに関する活動状況

補足説明

代表者自身
による説明
の有無

アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	平成20年度より四半期毎に決算説明会を開催しております。 平成27年3月期より代表取締役社長からの説明を実施しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算情報、決算情報以外の適時開示資料、決算説明会資料等を掲載しております。 https://www.hirose.com/jp/ir/	
IRに関する部署(担当者)の設置	担当部署: 管理本部IR室	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

補足説明

社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	ヒロセ電機グループ行動規範に規定しております。	
環境保全活動、CSR活動等の実施	2011年より環境報告書を作成し、2013年からは社会環境報告書として、CSRに関する報告を追加し、当社ホームページ上に公開しております。	

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 重要

当社では、子会社を含めたグループ全体で法令・定款に適合し、かつ適正に業務を遂行するために、以下の通り内部統制システムを構築・運用し、継続的に改善しております。

(1)取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
取締役は、当社グループの経営理念・行動指針に基づいて制定した「ヒロセ電機グループ行動規範」を率先垂範するとともに、教育、監査および指導の実施により全ての使用人に徹底し、コンプライアンス体制の確立を図る。
当社グループの役員・使用人を対象とした内部通報制度を設け、適切に運用する。

なお、通報者に対し不利益な取扱いをすることを禁止する。法令違反等の事実が判明した場合には、担当部署においては是正措置および再発防止策等を策定し、実施する。

(2)取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
当社グループは、管理担当役員が統括管理する「文書管理規程」に従い「文書取扱責任者」を定め、議事録、稟議書、契約書等の職務執行に係る情報を文書または電子媒体により、安全な場所に所定の期間保存する。
取締役および監査役は、これらの文書等をいつでも閲覧することができる。

(3)損失の危険の管理に関する規程その他の体制
取締役は、その担当業務ごとにリスク管理に関する規程の整備などグループ会社全体のリスクを網羅的・総括的に管理する。内部監査部門は、所轄部署におけるリスク管理状況を監査し、重要な事項については、社長に適時、適切に報告する。

(4)取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
取締役が、その担当業務ごとに年度の方針を定め、これを受けて各部門の責任者は、実施すべき具体的な目標および分担など効率的な達成方法を立案し、社長の承認を得て実行に移す。
取締役会は、グループ会社も含め定期的にその結果のレビューを実施し、フィードバックすることにより、効率的な職務執行を実現する。

(5)当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

1. 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
当社の「グループ会社管理規程」に基づき、管理担当役員が関係部門と連携してグループ会社を管理・指導し、必要に応じて経営等に関する資料の提出を求める。

2. 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
グループ会社に対しても、リスク管理に関する規程を適用し、グループ会社の役員・使用人にもそれに従って業務を執行することを求める。

3. 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
定期的にグループ会社から事業内容の報告を受けるとともに、重要案件については、事前協議を行い、グループ会社の取締役等の職務執行の効率を確保する。

4. 子会社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
当社の役員等がグループ会社の役員等に就任するほか、当社の監査役および内部監査部門による監査等により、業務の適正性を検証する。

(6)監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
監査役がその職務を補助すべき使用人を求めた場合は、これに対応し、その職務を遂行するために十分な体制を構築する。

(7)前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項
監査役の職務を補助すべき使用人は監査役の指揮命令に従うものとし、取締役等の指揮命令は受けない。

(8)取締役および使用人が監査役に報告をするための体制、その他の監査役への報告に関する体制

1. 取締役および使用人が監査役に報告するための体制
取締役および使用人は、取締役会および社内的重要な会議において、職務執行状況を監査役に報告する。また、法令・定款に違反する行為ならびに財務および事業に重大な影響を及ぼすおそれのある情報は、速やかにかつ適切に監査役に報告する。

2. 子会社の取締役・監査役および使用人から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制
子会社の監査等を通じて、子会社の取締役・監査役および使用人から報告を受けた者は、適時かつ適切に当社の監査役に報告する。
また、当社の監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかにかつ適切に報告する。

(9)前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制
監査役に報告したことを理由として、報告者に対する不利益な取扱いを行うことを禁止する。

(10)監査役の職務の執行について生じる費用の前払い等の処理に係る方針に関する事項
監査役がその職務の執行につき当社に対して費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用が当該監査役の職務の執行に必要なものと認められた場合を除き、速やかにかつこれに応じるものとする。

(11)その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
当社は、監査役に対して、業務執行取締役および使用人からヒアリングを実施する機会を確保するとともに、監査役は、会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換会を開催する。

(12)業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

1. 取締役の職務執行の法令および定款との適合性を確保するため、取締役会を定期的に開催する等、取締役の相互監視機能を強化するための組みを行うとの基本方針に基づき、取締役会における審議の充実に努める。

2. コンプライアンスに係る社内規程と組織を整備するとの基本方針に基づいて、コンプライアンスの基本理念である「コンプライアンス管理規程」を定め、当社およびグループ会社の取締役会および使用人への浸透を図るとともに、法令等遵守の統括組織として、内部監査部門を設置している。

3. 全社的に法的リスクを評価して対応を決定し、コントロールすべきリスクについては有効なコントロール活動を行う。また、法的リスクが顕在化した場合の危機管理体制を構築する、との基本方針に基づいて、リスク管理委員会を設置し、かかる体制の整備に努める。

4. 財務報告に係る内部統制については、金融商品取引法および関係法令ならびに東京証券取引所規則への適合性を確保するため、内部監査部門を統括組織として十分な体制を構築するとの基本方針に基づいて、その整備に努める。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

企業の役員・使用人は、法令遵守、企業人としての倫理観・価値観に基づき、誠実に行動することが求められます。当社は、企業活動を展開する上で、各国および各地域の法令、国際ルールならびに社内ルールを遵守するとともに、社会規範・企業倫理に則り誠実に行動します。業務における不正・虚偽報告や会社の利益に反する行為は一切しません。社会的秩序や健全な活動に悪影響を与える反社会的勢力及び団体とは一切の関係を遮断することを社内に周知徹底を図っております。また当社グループ行動規範に反社会的勢力排除について定めており、人事総務部が統括部署として警察署等と連携し、セミナー等に参加するなど情報を収集・整理のうえ、組織的な対応をしております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

